

幼稚園・認定こども園の利用における 給付認定手続きのご案内

(施設型給付を受ける園)



2019 年（令和元年）10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園の利用にあたり、無償化の対象となることの認定申請が必要となります。

この冊子では、幼稚園（施設型給付を受ける園）・認定こども園の利用における手続き等のご案内となりますので、内容をご確認いただき、必要な手続きを行ってください。

なお、藤沢市外に住民票がある方については、住民票がある市区町村での手続きが必要となりますので、当該市区町村へご確認ください。

◆◆◆ 目 次 ◆◆◆			
1	幼児教育・保育の無償化について		
(1)	対象者	P.1	
(2)	対象経費	P.2	
2	手続きの流れについて	P.2	
3	認定申請の手続きについて		
(1)	認定申請の区分		P.3
(2)	保育の必要性の認定		P.3
(3)	申請に必要な書類		P.4

1 幼児教育・保育の無償化について

(1) 対象者

幼稚園・認定こども園（幼稚園として利用する場合）に通う次のお子様を対象です。

クラス	生年月日	無償化の対象要件	
		教育課程の利用	預かり保育の利用
5 歳児（年長）	2021 年(令和 3 年) 4 月 2 日 ～ 2022 年(令和 4 年) 4 月 1 日	(特になし)	保育の必要性があると市が認める児童* ¹
4 歳児（年中）	2022 年(令和 4 年) 4 月 2 日 ～ 2023 年(令和 5 年) 4 月 1 日	(特になし)	保育の必要性があると市が認める児童* ¹
3 歳児（年少）	2023 年(令和 5 年) 4 月 2 日 ～ 2024 年(令和 6 年) 4 月 1 日	(特になし)	保育の必要性があると市が認める児童* ¹
満 3 歳児* ²	2024 年(令和 6 年) 4 月 2 日 ～ 2025 年(令和 7 年) 4 月 1 日	満 3 歳になった日以降が対象	保育の必要性があると市が認める <u>住民税非課税世帯</u> の児童

*1 保育の必要性があると市が認める場合については、「3-(2) 保育の必要性の認定」(3 ページ)をご確認ください。

*2 満 3 歳児の利用については、園によって受入状況等が異なりますので、直接園にご確認ください。

(2) 対象経費

無償化の対象となる経費及び給付上限額は、次のとおりです。

	対 象 経 費	給付上限額（月額）
通常時間 （教育課程）	基本保育料 ※次の費用については、 対象となりません 。 〔例〕給食費、通園バスの利用料、入園料、受験料、行事等に係る費用、冷暖房費・施設の管理費等 その他実費として支払う費用 （詳細は園にご確認ください。）	無償 （保育料0円）
預かり保育	利用料 ※おやつ代等は含みません。	日額 490 円×預かり保育の利用日数 〔最大上限月額〔3～5歳児〕12,300 円〕 〔満3歳児〕 17,700 円

2 手続きの流れについて

認定申請 [P.3～4]

- 幼稚園から配布される申請書類を確認し、必要事項をご記入のうえ、幼稚園にご提出ください。提出した書類は、幼稚園を通して藤沢市に提出されます。
- 認定は、**原則、遡って申請することはできません**。
（対象施設・事業等の利用を開始した場合や認定区分の変更を希望する場合で、事実発生日以降に申請があった場合は、原則、申請を受け付けた日以降の認定となります。）
- 申請事項に変更が生じた場合は、「給付認定申請に係る変更届兼出産連絡票」を藤沢市保育課にご提出ください。
※必要に応じて保育を必要とすることを証明する書類を併せて提出してください。
- 提出書類の内容に不明な点がある場合は、藤沢市から電話等で内容を確認することがあります。

認定通知書の交付

- 藤沢市から支給認定証・給付認定通知書を郵送します。
- 通知書は、2027 年（令和 9 年）4月認定開始の場合、2027 年（令和 9 年）3月下旬までに認定結果を通知します。2027 年（令和 9 年）4月以降の申請については、原則として、申請書の受理日から 1 ヵ月以内に給付認定通知書を郵送します。

（園への提出等）

- 利用契約の締結にあたり、給付認定通知書を園に提示します。
- 預かり保育の利用を希望する場合は、別途、園に申し込みを行います。

給付費の支給

【通常時間（教育課程）の利用分】

- 保育料については 0 円（無償）となります。

【預かり保育の利用分】 ※保育の必要性を市が認める場合のみ対象

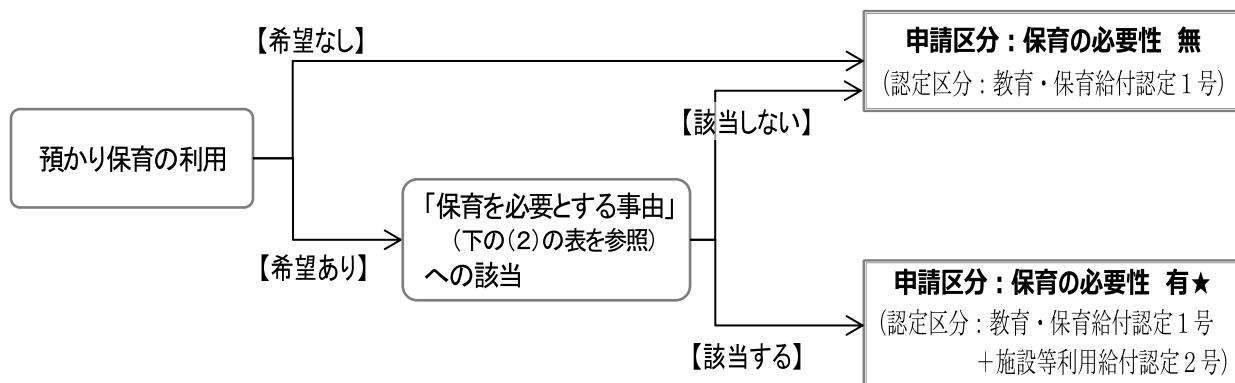
- 給付費は、幼稚園に支払った利用料の実績に応じた額を給付します。
- 給付費の申請は、次の表のとおり、3ヵ月ごとの受付を基本とします。具体的な申請手続きについては各幼稚園や市ホームページを通じてご案内します。

	給付対象月（基本）	申請時期	給付時期
第 1 期	4～6 月	7 月	9 月
第 2 期	7～9 月	10 月	12 月
第 3 期	10～12 月	1 月	3 月
第 4 期	1～3 月	4 月	6 月

3 認定申請について

(1) 認定申請の区分 ～あなたに必要な認定は？～

預かり保育の利用希望等により、申請する認定区分が異なります。次のフローチャートに沿って、「保育の必要性の有無」を確認し、申請してください。



★ 申請後の審査の結果、保育の必要性が認められない場合には、「保育の必要性無」と同じ認定区分（1号）となりますので、あらかじめご了承ください。

(2) 保育の必要性の認定

保育の必要性が認められる場合は、保護者（原則父・母）が次のいずれかに該当する場合です。

保護者の状況	保育を必要とする事由
① 就労	就労をしていて、月に64時間以上拘束されることが常態となっている場合。 (例) 1日あたり4時間・週4日勤務 / 1日あたり6時間・週3日勤務
② 妊娠・出産	母親の出産準備や出産後の休養が必要な場合。 ※出産予定日の前6週目が属する月の初日から、出産日の後8週目が属する月の末日までの期間*1
③ 保護者の疾病	病気やけがをしている場合。
④ 保護者の障がい	精神や身体に障がいがある場合。
⑤ 親族等の介護 又は看護	親族を介護又は看護していて、月に64時間以上拘束されることが常態となっている場合。
⑥ 災害復旧に従事	震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっている場合。
⑦ 求職活動	求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている場合。 ※認定してから2ヵ月目までの期間(原則、期間の延長はできません)*2
⑧ 就学	高等学校・大学・大学院・専門学校・職業訓練校等に就学していて、月64時間以上拘束されることが常態となっている場合。
⑨ 対象園児のきょうだいの 育児休業中*3	園を利用している児童の弟妹が生まれ、育児休業を取得する場合。 ※生まれた児童が満1歳に達する日の翌年度の5月14日までの期間
⑩ その他	その他市長が必要と認める場合。

*1 出産日により認定期間が変更する場合があります。

*2 2ヵ月以内に就労を証明する書類の提出がない場合には、1号認定となります。また、連続して求職活動による認定を受けることはできません。

*3 育児休業による認定は、すでに幼稚園を利用している児童に弟妹が生まれ、就労又は妊娠・出産要件から育児休業へ要件の変更の場合に限ります。(但し、産休前に就労要件を満たしている必要があります。)

(3) 申請に必要な書類

認定申請にあたり、次の書類を準備して、利用する幼稚園に提出してください。
なお、必要に応じてコピー等をとって保管するようにしてください。

☐ 給付認定申請書（申請区分が「保育の必要性 **無**」の場合：**表面のみ**記入）

（申請区分が「保育の必要性 **有**」の場合：**両面**に記入）

※ひとり親世帯世帯の場合は、「戸籍謄本(全部事項証明)。児童の保護者となる方のもの
且つ発行日から1か月以内のもので離婚日等の記載のあるもの」、「受理証明書」、
「児童扶養手当証書」又は「ひとり親福祉医療証」のいずれか一点（コピー可）

【2026年(令和8年)又は、2027(令和9年)1月1日に市外に住民票があった場合】

☐ 個人番号確認票

☐ 個人番号確認票に記載の添付書類

【2025年(令和7年)中又は、2026(令和8年)中に海外収入がある場合】

☐ 海外収入証明書等 ※詳細は市保育課までご連絡ください。

【申請区分が「保育の必要性 **有**」の場合】

☐ 保育を必要とすることを証明する書類 ※保護者(父・母)の状況に応じた次の書類。

保護者の状況	必要な書類	提出にあたっての注意事項
① 就労 【会社勤めの方】	☐ 就労証明書 ☐ 就労状況説明書 ※対象者のみ (本人が会社役員の場合) ☐ 会社役員を証明する書類 (配偶者が会社役員の場合) ☐ 事業に携わっていることがわかる 本人の源泉徴収票等のコピー	・市の所定用紙に勤務先で証明を受けてください。 ・就労開始日・育児休業からの復職日以降の証明日のものを提出してください。 ・会社役員を証明する書類とは、次の書類です。 ・商業登記簿謄本 ・源泉徴収票(役員報酬、役職の記載があるもの)
①就労 【自営業等の方】	☐ 就労証明書 ☐ 就労状況説明書 ☐ 直近の確定申告書(第一表)又は 源泉徴収票のコピー又は控え (業務委託契約の場合) ☐ 業務委託契約書のコピー	・市の所定用紙に必要事項を記入してください。 ・直近で事業(又は従事)を開始した場合は開業届や営業許可証等の写しが、専従者や家族従業者等で本人が確定申告をしていない場合は、その事業に携わっていることがわかる書類等が必要です。
②妊娠・出産	☐ 母子手帳のコピー	・表紙と出産予定日が確認できるページが必要です。 ・就労している方は、産前産後休業期間の記載のある就労証明書を提出してください。
③保護者の疾病	☐ 医師の診断書	・市の所定用紙に医療機関で証明を受けてください。
④保護者の障がい	☐ 障がい者手帳等のコピー	・等級により必要な書類が異なる場合があります。
⑤親族等の介護 又は看護	☐ 介護(看護)状況申告書 ☐ 介護等の必要性がわかる書類	・市の所定用紙に必要事項を記入してください。 ・介護等の必要性がわかる書類として、医師の診断書等を提出してください。
⑥災害復旧に従事	☐ 災害復旧に従事していることがわかる書類	・震災、風水害、火災、その他の災害復旧に従事していることがわかる書類を提出してください。
⑦求職活動	—	—
⑧就学	☐ 学生証等のコピー ☐ カリキュラム表等	・在籍期間が記載されているもの及び、日中保育ができない時間・日数がわかる書類を提出してください。
⑨対象園児のきょうだいの育児休業中	☐ 就労証明書	・市の所定用紙に勤務先で証明を受けてください。 ・育児休業の期間を記載してください。

※市の所定用紙については、市ホームページからダウンロード又は市保育課までご連絡ください。

幼児教育保育の無償化に関する詳細は、市ホームページをご参照ください。

【市ホームページ】 藤沢市(トップ) > (子育て・教育) > 子育て > 保育園・幼稚園など

> 幼児教育・保育の無償化 > 幼児教育・保育の無償化について

http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/hoiku/youho_mushouka.html

【無償化に関するお問合せ】 藤沢市 子ども青少年部 保育課 (TEL : 0466-50-8226 / E-mail : fj2-hoiku@city.fujisawa.lg.jp)

